

若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会

ヒアリング レジュメ

早稲田大学法学学術院教授

石川 正興

【I】若年者に対する施設内処遇の充実強化

以下の記述で「若年者」とは、次に掲げる①と②の者を含む。

- ①少年法の適用年齢である 18 歳・19 歳の者
- ②受刑者の属性において、「可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる 26 歳未満の成人」

Q1, 刑務所において矯正処遇として行われている「作業」には、どのような意義があるか。また、作業以外の矯正処遇（改善指導・教科指導等）には、どのような意義があるか。

(1) 「作業」の意義（期待される機能）

「作業」には、およそ以下の機能が期待されるが、現実に果たされる機能は、作業の形態・業種や労働条件などの構成の仕方により異なってくる。

① 国・社会に対する利益として期待される機能

(イ) 行刑費縮減機能

国費(税金)によって賄われる受刑者の収容経費を縮減するために、その一部を刑務作業収入によって償還することができる。

(ロ) 所内の規律秩序維持機能

所内での無為で単調な生活は、所内秩序を乱すような「もめごと」を生じさせる原因ともなる。そこで、受刑者を規律正しい集団作業に就かせることは、所内秩序安定の一助となり得る。

(ハ) 再犯防止機能

刑務作業を通して受刑者に規則正しい生活態度と勤勉さを身につけさせるとともに、将来の社会生活に必要な職業的技能と知識を学習させることによって、再犯の防止に資する。

② 受刑者に対する利益として期待される機能

(イ) 受刑者の心身の悪化防止機能

受刑者を規則正しく、安全で衛生的な環境下でその体力・資質に適した作業に従事させることによって、拘禁生活からくる心身の悪化を防止することの一助となる。

(ロ) 受刑者の改善・社会復帰機能

①の(ハ)で記した事柄は、「再犯防止」という国家・社会の利益のみならず、「自心と責任感をもって社会生活を送ること」の一助となり、本人の利益にもなり得る。

(2) 「改善指導・教科指導」等の意義

作業に過度に重きを置く処遇構成の下では、上述した作業に期待される機能のうち、「本人の改善・社会復帰機能」が軽視されがちであった。監獄法改正後の『刑事収容施設法』の下においては、作業と並んで改善指導・教科指導が「矯正処遇」として位置づけられ、日課構成においても「矯正処遇を1日8時間行う」こととするほか、「1ヶ月に2日は専ら作業以外の矯正処遇を実施する」とするなど、作業以外に有効だと考えられる処遇方法を導入・実施できる仕組みが作られており、評価できる。

ただし、第一に、各種の「特別改善指導」の導入は端緒についたばかりであり、その成果は今後の検証に委ねられていること、第二に、「受刑者の改善・社会復帰目的」の追求は、刑事施設内で行われるだけでは十分でなく、そのあとに続く「社会内処遇」と効果的に連結して行われる必要があること、を指摘しておきたい。なお、後者との関係で、本年6月から適用されている「刑の一部執行猶予制度」には、期待するところが大きい。

Q2. 刑法上、懲役刑において「作業」が義務付けられていることの意義はどのようなものか。

上述した「作業」に期待される各種機能を発揮させるには、その「義務化」は必要だと考える。「刑事収容施設法」では矯正処遇の義務化が図られたが、刑の内容を規定する刑法においてもそれが明記される必要がある。この関係で想起すべきは、『改正刑法草案』第35条第3項の規定である。

懲役に処せられた者に対しては、作業を課し、その他矯正に必要な処遇を行なう。

Q3. 刑法上、懲役刑と禁錮刑が区別されていることの意義はどのようなものか。

(1) かつて、懲役と禁錮との区別論として、おおむね以下のことが指摘されてきた。

①故意犯と過失犯、破廉恥犯と政治的確信犯などに代表される非破廉恥とでは国民の道徳的評価に差異があり、したがって、刑罰においては犯罪行為に対する法律的な評価を表示するだけでは足りず、こうした国民の道徳観念に基礎を置いた評価を示す必要があること。その意味で、故意犯や破廉恥犯には懲役、過失犯や非破廉恥犯には禁錮という区別が必要である。

②民主主義的政治体制の下であろうとも、非破廉恥な政治的確信犯は存在し、改善・社会復帰の名において行刑の現場でその者を洗脳したり、彼らの「鋭すぎる」責任感・正

義感・現実認識・不幸な人々への共感などを「鈍らせる」という形で無害化することは避けなければならない。そのためには、刑務作業や改善・社会復帰処遇の強制を行わない刑種としての禁錮刑が必要である。

(2) 私見

故意犯と過失犯とで懲役と禁錮を区別する考え方は、交通関係の業務上過失致死傷罪の法定刑に懲役が加わるとともに、いわゆる『交通刑務所』において懲役刑と禁錮刑の『混禁処遇』が開始されてからは、区別の実益が乏しくなっている。

他方、政治的確信犯について言えば、刑罰内容を「刑事施設拘禁」に限定する、『名誉拘禁』的な禁錮を存続すべしという考えには、暴力的な確信犯は論外としても、非暴力的な確信犯にはなお存在意義を認めるべきである。ただし、この場合、刑法の各則において法定刑として禁錮刑を規定する仕方は疑問であり、むしろ禁錮を宣告できる場合の原則規定を総則に設けるべきであろう。

Q4. 刑法の定める懲役刑・禁錮刑の内容と刑事収容施設法の定める矯正処遇との関係はどのようなものか。

改正刑法草案は、①「懲役に処せられた者に対しては、作業を課し、その他矯正に必要な処遇を行なう。」(第35条第3項)、②「禁錮に処せられた者に対しては、請求により作業を行なわせ、その他矯正に必要な処遇を行なうことができる。」(第36条第3項)と規定した。

私見では、刑法の規定をこのように改めることが望ましく、そうすれば刑事収容施設法でも、矯正処遇を義務とする懲役と、矯正処遇を本人の申出とする禁錮とを区別することで、両者の関係を明確にできると考える。

Q5. 若年受刑者に対する刑務所における処遇の現状をどのように評価しているか。また、どのような課題があるか。

【若年受刑者の処遇の現状に関する確認事項】

【資料3】にあるとおり、若年受刑者が収容される刑事施設は、全国7つの少年刑務所のほかに数カ所存在する。なお、2014年の年末収容受刑者のうち、『J・WJ』が18人、『Y・WY』が2,282人であった。

以下では、こうした現状と、若年受刑者が収容されている刑事施設に関する私の参観経験に基づいて、処遇の現状に対する評価ならびに課題を記す。

【処遇の現状に対する評価】

若年受刑者のうち、犯罪傾向の進んでいない『A』を収容する刑事施設(函館少年刑務所、

川越少年刑務所，美祢社会復帰促進センター，島根あさひ社会復帰促進センター）と，犯罪傾向の進んでいる『B』を収容する刑事施設（松本少年刑務所）とでは，受刑者の違いを色濃く反映して，全体的雰囲気として前者は明るく活気があり，後者は暗く・空気が淀んでいるという印象を受けた。なお，YA を比較的多く収容する美祢社会復帰促進センターや島根あさひ社会復帰促進センター（『資料 3』参照）は大施設ではあるものの，処遇環境が良好で，その処遇プログラムは出所後の社会復帰に結び付く可能性が高いという印象を受けた。

【課題】

（1）小施設主義でかつ寮単位での生活を基本とし，開放度の高い少年院と異なり，若年成人を収容する刑事施設のほとんどは大施設主義で，社会復帰促進センターなどの一部の例外を除いて「閉鎖的」である。「可塑性に期待した矯正処遇」を展開する施設的环境条件としては，多くても 2・300 人収容の小施設で，開放度の高い施設が望まれる。

（2）矯正処遇においては釈放後の就労に結び付いた作業の導入が必要である。その意味では，職業補導プログラムの積極的導入が図られている中等少年院（第 1 種少年院）や，職業訓練プログラムが充実している美祢社会復帰促進センターや島根あさひ社会復帰促進センターの活用が望まれる。

Q6. 18 歳，19 歳の少年に対する少年院における処遇の現状をどのように評価しているか。また，どのような課題があるか。

18 歳・19 歳の少年を収容する少年院は，新少年院法により第 1 種，第 2 種，第 3 種に分かれるが，新法施行後私は未だ少年院を参観していない。したがって，以下に記す現状に対する評価と課題は，旧法下で参観した，18 歳・19 歳を収容する中等少年院，特別少年院，医療少年院が基になっている。

【処遇の現状に対する評価と課題】

（1）特別少年院

私が参観した久里浜少年院は中等少年院と特別少年院の両方の指定を受けており，収容人数の多くは中等少年院の者で占められていた。そのことが影響してか，当少年院での処遇は中等少年院収容者に重点が置かれ，少数である特別少年院収容者の処遇は「隅に追いやられており，持て余している」という印象を受けた（なお，【資料 5】にあるように，2014 年の特別少年院の入院者は 44 名と，少数である）。

（2）中等少年院

職業補導プログラムの積極的導入が図られているが，出院後の就労と必ずしも直結していない。この点，少年院などの矯正施設で近年進められている「職親プロジェクト」，なかでも，職親側の企業が採用する「住居提供と職業訓練と教育プログラムの一体化プロジェクト（福岡県のヒューマン・ハーバー方式）」には，期待したい。

(3) 医療少年院

関東医療少年院・京都医療少年院で蓄積されてきた、重篤な精神障害のある非行少年に対する治療上の経験値や、神奈川医療少年院・宮川医療少年院・中津少年学院の特殊教育課程で獲得された教育上の経験値は貴重な財産であり、今後も発展的に継承されていくことが望まれる。

Q7. 上記の刑務所・少年院における課題に対応し、若年者に対する施設内における処遇を充実強化するための法制上の措置として、例えば、どのようなものが考えられるか。

若年者ばかりでなく、それ以外の施設内処遇対象者にとっても、施設内処遇が成果を上げるためには、施設内処遇と社会内処遇との緊密な連携が不可欠であり、地域生活定着促進事業や職親プロジェクトなどに見られる矯正機関と保護機関と刑事司法以外の機関・民間団体との連携を一層推し進める仕組み作り、すなわちこれら相互における人事交流と情報共有が重要となる。

この点で、施設側で進められている社会福祉士などの福祉職員の常設化は評価したい。また、施設内処遇で進められている特別改善指導プログラムと、社会内処遇で展開されている同種の専門的処遇プログラムの各担当者が、相互に人事往来する仕組みを検討していただきたい。

【Ⅱ】若年者に対する社会内処遇の充実強化

Q1. 若年者に対する社会内処遇の現状をどのように評価しているか。また、どのような課題があるか。

【現状に対する評価と課題】

(1) 若年者に対する社会内処遇ということでは、1号・2号・3号・4号の保護観察を念頭に置いて論じる必要があるが、以下では、4号観察に重点を置いて論じたい。

4号観察の成果に関して言えば、【資料6】の4号観察対象者の成り行きに関する調査結果、すなわち4号観察対象者のうち執行猶予の取り消しを受けた者の比率における、近年の低減傾向をどう読み解くかが一つの争点になる。

2010年に4号観察に付された者が以降5年間で執行猶予を取り消された比率は、25.58%という高い数値であるが、2000年に4号観察に付された者の比率33.20%に比べれば、かなり低減している。その要因として、『更生保護のあり方を考える有識者会議』以降における更生保護の改革努力があるとするれば、その努力の方針をさらに推進することが重要であろう。

(2) 上記改革努力の中でさらに推し進めていただきたい課題は、いわゆる「入口」支援である。とりわけ若年者との関係では、福祉へのダイバージョンばかりでなく、就労へ向けたダイバージョンが特に必要である。

(3) 最後に、1号観察について触れておきたい。

1号観察では、保護観察官と保護司との協働態勢による一般的な保護観察のほかに、交通短期保護観察や短期保護観察があり、【資料8】にあるとおり、その対象者はかなりの数に上っており、それなりの実績を上げてきたと考えられる。とりわけ、大学や専門学校に在籍する、給与所得者でない18・19歳の道路交通法違反者に対しては、「罰金刑」はその感銘力が希薄であり（実質は保護者による代替執行の可能性はある）、その意味で、交通短期保護観察が果たす役割は大きい。

Q2. 上記の課題に対応し、若年者に対する保護観察付き執行猶予を刑事政策的な観点から現在よりも活用するためには、どのような法制上の措置が必要か。

一般的に若年者は稼働能力が高く、したがって「自立心と責任感をもって社会生活を送らせる」ための最重要課題は、就労支援であろう。上述のとおり、近年若年者の社会内処遇の領域でも、その試みは着実に前進しているものと評価しているが、「罪を犯した者」にとって、就労への道は依然として「狭き門」である。

就労支援の方策は多様だが、なかでも「就労の場」の新規開拓が重要である。そこで注目したいのがソーシャルファームの試みである。もとより、これは刑事政策本来の活動領

域から離れた取り組みであり、社会福祉の領域において広まりつつあるものである。

しかし、昨今は、刑事政策の側からのアプローチも見られないわけではない。とりわけ就労人口の高齢化問題の克服という難題を抱える農畜産業分野におけるソーシャルファームの展開は、福祉予算縮減の可能性に直面する社会的弱者支援との関連においても、早急に検討すべきと考える。

Q3. 保護観察付き執行猶予以外に、若年者に対して有効と考える社会内処遇はどのようなものか。その法的性質（刑罰、保護処分、その他）や行為責任との関係はどのように考えるべきか。また、その処遇を導入するためにはどのような法制上の措置が必要か。

保護観察付執行猶予以外に、若年者に対して有効と考えられる社会内処遇としては、少年法第 25 条が規定する「試験観察」があるが、これは少年保護司法上の処分であるので、刑事司法上の処分として導入するとなると、これに変更を加える必要がある。そこで参考になるのが、改正刑法草案で導入が図られた「判決の宣告猶予制度」（改正刑法草案第 74 条～77 条）である。

本制度を我が国の刑事司法の中で導入する際に問題になるのは、①事実認定の段階と刑の言渡しの段階とが截然と分かれていない日本の刑事司法に適合した制度構成とすべきであること、②既に活用され、実績のある起訴猶予制度や刑の執行猶予制度との重複を避けつつ、刑事司法制度全体における整合性を持たせること、などである。

改正刑法草案は、①との関係では、有罪判決の宣告猶予でなく、刑の言渡しの宣告猶予を採用した。また、②との関係では、宣告猶予の要件を「6 月以下の懲役・禁錮、5 万円以下の罰金、拘留または科料を言い渡すべき場合」とし、また猶予期間経過後効果を「免訴の言渡の確定」とした。

なお、本制度を検討すべきだと私が考える理由については、次のⅢで論じたい。

【Ⅲ】公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合における少年法の適用対象年齢の在り方について

Q1. 公職選挙法の選挙権年齢が18歳に引き下げられたのに続き、民法の成年年齢も18歳に引き下げられた場合、少年法の適用対象年齢についてどのように考えるべきか。

私は、大人として「期待される人間像」を、「自立心と責任感をもって社会生活を送ることのできる人間」と考え、犯罪者処遇においてもこれが目指すべき人間像でもあると論じてきた。

社会は、この「自立心と責任感をもって社会生活を送ることのできる人間」を目指して、子どもの育成システム、すなわち社会化のシステムを多元的・重層的に形成する。法的統制システムは、こうした社会化のシステムの一部を構成するものであり、他の社会化のシステムを先導するという極めて重大な役割を持つ。

公職選挙法の選挙権年齢・民法上の成年年齢・少年法の適用対象年齢をどこに設定するかの問題は、法的統制システムのあり方を決める重要な指標であり、これらに齟齬があれば、他の社会化のシステムを先導するという法的統制システムの役割に支障を来す恐れがある。他の社会化のシステムを先導する以上、指標は明確で、整合性があることが必要である。

【結論】戦後約70年にわたり「少年と成人との境界線」として20歳に設定されてきた、「公職選挙法の選挙権年齢」と「民法上の成年年齢」と「少年法の適用対象年齢」との統一性は維持されるべきであり、前二者を18歳に引き下げるのであれば、少年法の適用対象年齢も軌を一にすべきであるとする。

Q2. 少年法の適用対象年齢を18歳未満に引き下げた場合、18歳、19歳を含む若年成人に対し、これまで20歳以上の成人に対して行ってきた刑事手続をそのまま適用することについて、どのように考えるか。何らかの手当ては必要か。

少年法の適用対象年齢から外された18歳・19歳の者に対して、20歳以上の成人に対して行ってきた刑事手続をそのまま適用することは、妥当でない。

その理由は、成人矯正上『若年成人受刑者』のカテゴリーが設けられているのと同様の理由による。そこで言われる「可塑性に期待した矯正処遇」は、18歳・19歳にも当て嵌まるし、また同様の取り扱いは「矯正」のみならず、「保護」でも、さらには「矯正・保護」の前段階にある「検察・裁判」の段階にも当て嵌まる。

「何らかの手当て」は当然必要であり、むしろ積極的に、18歳・19歳が成人として刑事手続に委ねられることを奇貨として、刑事手続の弾力化を図るべきである。

Q3. 上記において何らかの手当てが必要だと考えられる場合、18歳、19歳を含む若年成人に対し、どのような手当てを行うことが考えられるか。

【刑事手続上における若年成人に対する手当てについて】

(1) いわゆる入口支援の充実

これについては、すでに起訴猶予や刑の執行猶予と結びついて様々な取り組みが始められており、若年成人だけを対象としたものではない。しかし、18歳・19歳の者に成人の刑事手続が適用されることになれば、当然彼らも起訴猶予処分の対象となってくるし、さらには刑の執行猶予の適用数もこれまで以上に増大する可能性がある。

こうした事態を想定すれば、起訴猶予や刑の執行猶予に付随した福祉サービスや就労サービスへの連結が一層必要になる。具体的には、以下のとおりである。

①すべての地方検察庁に社会福祉士を配置して、起訴猶予対象者を福祉サービスや就労サービスへつなげる仕組みの法制度化。(東京地検の「社会復帰支援室」や、仙台地検の「刑事政策推進室」がそのモデルとなる。)

その法制化にあたっては、「起訴猶予処分の決定を行う際に、本人並びに弁護人の同意を得て保護観察に付す制度」の導入を検討していただきたい(当制度は、昭和30年代後半から40年代前半に試験的に行われた、いわゆる『横浜方式』と呼ばれたものである。)

②地方検察庁と保護観察所とが連携して進める、いわゆる『更生緊急保護の事前調整モデル』は全国で始められたと聞が、これを法制度化する際には保護観察官の調査権限や少年鑑別所の調査鑑別権限を明確化することを求めたい。

(2) 判決の宣告猶予制度の新設

【資料7・8】にあるとおり、現在1号観察に付されている18歳・19歳の者の中には、一般的な保護観察のほかに、交通短期保護観察(期間:3月以上4月以内)や短期保護観察(期間:6月以上7月以内)の対象者が少なからず存在する。これらの者が刑事手続に回された場合に考えられる処分としては、起訴猶予処分か、略式命令による罰金刑の言渡しがある。しかし、前者では保護観察に付することができないという欠点がある。他方後者では支払い能力に乏しい者に対して保護者による代替支払いを奨励する可能性があるという欠点がある。さらに、現行の4号観察では、こうした短期の保護観察は想定外であるので、適用対象外とされる。

そこで検討すべき制度として、『判決の宣告猶予制度』が浮上する。刑法改正草案の審議過程においては、わが国には起訴猶予と刑の執行猶予制度があるので、当制度は「屋上屋を架すもの」であるとの反論もあった。しかし、18歳・19歳で現在交通短期保護観察や短期保護観察に付されている者に対する適切な処分として、当制度を再検討する価値は大いにあると考える。

(3) 保護観察と結びついた刑の一部執行猶予制度の活用

若年成人に対しては、「矯正と保護とが結びついた処分」という選択肢も重要である。その意味で、本年 6 月から適用を開始した「刑の一部執行猶予制度」は有意義である。これまでのところ、その適用の多くは薬物事犯であるようだが、若年成人の初受刑者に対する処分としても利用できるであろう。

(4) 自由刑の執行場所としての少年院の利用

【資料 2】にあるとおり、18 歳・19 歳で刑事施設に入所する受刑者は少数であるが（2014 年の入所受刑者中 JA・JB は 37 人）、これらの年齢層が少年法適用対象年齢から外されれば、刑事施設への入所受刑者数の増大が予想される。現在少年院に収容されている 18 歳・19 歳がすべて刑事施設に入所することはないだろうが、現在の「37 人」をかなり上回ることは必定である。

そこで、検討しておくべきものとして、自由刑の執行場所として「少年院」を利用する方法である。これには、すでに少年法第 56 条第 3 項の先例がある。とりわけ①女子の若年成人や、②知的障害や発達障害がある若年成人に対して、この先例を拡張することを提言したい。

なお、この場合、「若年成人受刑者を少年院に収容して、矯正教育を受けさせる」ことの決定をどの機関が行うかという問題がある。少年法 56 条 3 項と異なり、少年でない者を収容するのであるから、裁判所が刑の言渡しに際して、矯正機関に対する処遇勧告として行うことにした方が妥当だと考えている。

(5) 自由刑の執行場所としての少年刑務所の整備、社会復帰促進センターの活用

【I】の【Q5】で論じたように、「可塑性に期待した矯正処遇」の実施場所としては、小施設で、開放的な施設環境がふさわしい。そこで、既存の少年刑務所の編成替えや社会復帰促進センターの更なる活用、また一部の少年院を若年成人のための刑事施設に変更することなどを検討課題として掲げたい。

最後に、上記（1）の「本人並びに弁護人の同意の下に行われる保護観察付き起訴猶予制度」と、（2）の「判決の宣告猶予制度」は、若年者だけを対象にしたものでなく、すべての成人を対象にする制度として導入すべきである。とりわけ、加速する「超高齢化」社会における高齢犯罪者対策としても、これら二つの制度を導入する刑事政策的意義は大きい。